

グリーンエネルギーCO₂削減等計画書1 グリーンエネルギーCO₂削減計画1. 1 グリーンエネルギーCO₂削減計画の名称

「バイオマス発電によるグリーン電力を使用した CO₂ 削減計画」

1. 2 グリーンエネルギーCO₂削減計画に関わる設備（詳細）

別紙 1 「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」 1. 参照。

1. 3 グリーンエネルギーCO₂削減計画に適用される方法論

注 1) 本計画に適用される方法論にチェックすること。

チェック	種別方法論 番号	種別方法論名称
<input type="checkbox"/>	P001	風力発電
<input type="checkbox"/>	P002	太陽光発電
<input checked="" type="checkbox"/>	P003-1	バイオマス発電（鶏糞、バガス等）
<input type="checkbox"/>	P003-2	バイオガス発電
<input type="checkbox"/>	P003-3	木質バイオマス発電
<input type="checkbox"/>	P004-1	河川に設置する新設水力発電
<input type="checkbox"/>	P004-2	既設設備等に付加して設置される水力発電
<input type="checkbox"/>	P005	地熱発電
<input type="checkbox"/>	H001-1	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（単独供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-2	太陽熱（強制循環式給湯用ソーラーシステム（複数供給方式））
<input type="checkbox"/>	H001-2	太陽熱（太陽熱利用セントラルシステム（給湯・暖房））
<input type="checkbox"/>	H002-1	バイオマス熱（木質バイオマス熱利用システム）
<input type="checkbox"/>	H002-2	バイオマス熱（木質バイオマス蒸気供給施設（熱電供給システム））
<input type="checkbox"/>	H003	雪氷エネルギー（熱交換冷水循環式雪氷エネルギー施設）

1. 4 方法論で定める要件への適合性

別紙 2 ① 「グリーン電力要件チェックリスト」 参照。

1. 5 グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定

注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の 4. グリーンエネルギーCO₂削減相当量の算定方法を記載すること。

$$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$$

$$S_B = F_B \div F_T$$

$$E_{MB} = E_{BS} \times S_B \times CEF_{\text{electricity,t}}$$

1. 6 J-クレジット制度への申請又は登録の有無

申請中（未登録）	<input type="checkbox"/>	登録	<input type="checkbox"/>	申請・登録なし	<input checked="" type="checkbox"/>
----------	--------------------------	----	--------------------------	---------	-------------------------------------

注 1) 「申請中（未登録）」又は「登録」のどちらかを選択した場合はどのようにして重複を排除するのかを記載すること。

2 グリーンエネルギー運営・管理計画

2. 1 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者によるモニタリング方法及び報告方法

注 1) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業の実施者におけるモニタリング方法、及び当該実施者から運営・管理者への報告方法（体制）を記載すること。

注 2) 各グリーンエネルギーCO₂削減事業のモニタリング責任者及び実施者については別紙 1 「本計画におけるグリーンエネルギーCO₂削減事業リスト」 4. 参照。

以下の①、②、③の順にモニタリング及び報告をする。

（事業所体制図およびネクストエナジー・アンド・リソース(株)体制図は添付書類①および②参照）。

①事業所による作業

- 1) ネクストエナジー・アンド・リソース(株)との間の契約にもとづくグリーン電力発電
- 2) 一定期間のモニタリングデータの計測および報告書の作成（1ヶ月単位の計測：モニタリング責任者および実施者）
- 3) 月初めに前月分の報告書をネクストエナジー・アンド・リソース(株)に送付（Eメール、郵送、FAX等）

②ネクストエナジー・アンド・リソース(株)担当者による作業

- 1) 事業者より受領した報告書をもとに計画書を作成
- 2) 検証機関への計画書送付（Eメール、郵送、宅配等）

③検証機関による作業

計画書の検証

2. 2 モニタリングの対象及び方法

注 1) 「グリーン電力種別方法論」又は「グリーン熱種別方法論」の 5. 算定根拠に係るモニタリング方法に掲げられている記号と、それに係る定義、単位、モニタリング方法を記載すること。

記号	定義	単位	モニタリング方法
E _{BS}	バイオマス発電実施期間における系統への販売電力量	kWh	検定済み電力計による計測、RPS 減量届出書
E _{BG}	バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電発電電力量	kWh	検定済電力計による計測
E _{BA}	バイオマス発電実施期間におけるバイオマス発電補機消費電力量	kWh	電力計による計測
F _B	発電に使用したバイオマス燃料	MJ	燃料計による計測又は燃料供給会社からの請求書をもとに算定

F_T	発電に使用した燃料合計	MJ	燃料計による計測又は燃料供給会社からの請求書をもとに算定
CE_{F_{elect}} ricity,t	バイオマス発電実施期間における電力の二酸化炭素排出係数	kgCO₂/ kWh	<p>デフォルト値を利用 平成18年運転開始のため2.5年≦tとなり、f(t)=1となる。従って、</p> $\begin{aligned} \text{CE}_{\text{Electricity},t} &= \text{Cmo} \cdot (1-f(t)) + \text{Ca}(t) \cdot f(t) \\ &= \text{Cmo} \cdot (1-1) + \text{Ca}(t) \cdot 1 \\ &= \text{Ca}(t) \end{aligned}$ <p>ここで、 t：事業開始日以降の経過年 Cmo：限界電源二酸化炭素排出係数 Ca(t)：t年に対応する全電源二酸化炭素排出係数</p> <p>f(t)：移行関数</p> $f(t) = \begin{cases} 0 & [0 \leq t < 1 \text{年}] \\ 0.5 & [1 \text{年} \leq t < 2.5 \text{年}] \\ 1 & [2.5 \text{年} \leq t] \end{cases}$

上記モニタリング方法による提出書類は添付書類③参照。

3 グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画

3. 1 グリーンエネルギーCO₂削減相当量保有予定者に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」1. 参照。

3. 2 環境価値が除かれた電気価値・熱価値の帰属先に関する情報

別紙3「グリーンエネルギーCO₂削減相当量配分計画」2. 参照。

No	1. 事業所に関する情報		2. 追加性に関する情報		3. モニタリング責任者及び実施者に関する情報		
	1.1 発電所名称	1.2 発電所所在地	1.3 型式	1.4 設備容量	1.5 運転開始(予定) 年月日	3.1 モニタリング責任者	3.2 モニタリング実施者
1	南九州バイオマス富之城発電所	鹿児島県薩摩郡さつま町山崎334-1	N-900F型動翼縦軸流動向風ボイラー	1.950kW	平成18年5月		

2. 追加性に関する情報
 該当する追加性要件
 (a) 当該設備の建設における主要な要素
 (b) 当該設備のグリーン電力の維持に貢献
 (c) 当該設備以外のグリーン電力の拡大に貢献

3.1
モニタリング責任者

3.2
モニタリング実施者

グリーン電力要件チェックリスト

グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会 御中

((住所) 長野県駒ヶ根市赤穂 11465-6

(名称) ネットエナジー・アンド・リソース株式会社

代表取締役 伊藤 敦



申請中の「グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請書」(排出削減事業の名称:「バイオマス発電によるグリーン電力を使用したCO2削減計画」)における事業者リストNo.1については、以下のとおり「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則」グリーンエネルギーCO2削減相当量算定方法論3. 1 (2) に定めるグリーン電力の要件に適合していることを証明します。

項目	基準の概要	適合説明	関係法令表での該当番号・備考
2-3-1 発電方式	以下の条件を全て満たす再生可能エネルギーによるも鶏糞を用いたバイオマス発電である(ただし、起動時の助燃剤として、重油を使用しているもので、その分は熱量換算にて発電量から差し引く) (1)化石燃料・原子力による発電でないこと (2)温室効果ガス、および硫黄・窒素酸化物等有害ガスバイオマス分による追加的な温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出も著しく少ないこと	鶏糞を用いたバイオマス発電である(ただし、起動時の助燃剤として、重油を使用しているもので、その分は熱量換算にて発電量から差し引く)。バイオマス分による追加的な温室効果ガスの排出はなく、有害ガスの排出も著しく少ない。	・平成18年度バイオマス比率実績に基づく平成19年度電力料金について ・バイオマス発電の新エネルギー電気供給量及びバイオマス比率の研究根拠 ・17
2-3-2 発電力量	電力量の測定が的確に行われており、かつ以下のいずれかに該当するものとする。 (1)電力系統に供給されている (2)補機類での消費を除く所内消費	電力量計が取り付けられており、発電電力量を的確に測定できる。所内消費を対象としている。	・認証可能電力量の確認方法 ・自家発電設備単線結線図

2-3-3 追加性要件	グリーン電力の取引によって設置、もしくは維持されて発電しているもの。またはグリーン電力の取引が他設備のグリーン電力拡大に貢献しているもの	グリーン電力の取引行為は、家畜排泄物の完全施行に当たって、排泄物の適正な処理と利用を目的として近隣の養鶏場が合同で建設した本設備の今後の運営に関するコスト負担について、有意な貢献を行うことが想定される。もともと鶏糞の適正処理を目的に設置された発電設備であり、かつ有価で販売する予定だった鶏糞の焼却灰の販売が上手くいっていないといった状況の中で、グリーン電力の取引による経済的支援は、発電設備の維持や発電量の増大に貢献する。よって、グリーン電力認証基準 2-3-1の(2)に該当する。 また、本件のグリーン電力取引行為は、電力の自家消費が対象であり、固定価格買取制度の対象とならない。	
2-3-4 環境価値の帰属	認証されたグリーン電力の価値がグリーン電力価値の購入者たる顧客に帰属することを示さなければならぬ。	電気以外の価値がグリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、発電者と弊社は契約上担保する。なお、J-クレジットの環境価値の譲渡に係る制度との重複はない。	
2-3-5 環境の影響評価	生態系、環境等への影響について適切な評価・対策を行っていること。また以下の内容について検証機関に報告をしていること。 (1) 環境への影響評価 (2) 個別の発電方式ごとに検証機関が定める環境モニタリング	周辺環境に及ぼす影響評価の報告書もしくは情報を提出 (騒音、ばい煙等の測定結果)	・8 ・17
2-3-6 社会的合意	立地に対する関係者との合意に達していることとし、その内容について認証センターに報告をしなければならぬ。	周辺住民の理解は得られており、苦情等も特にはない。	・21

2-3-7 情報の公開	(1)グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会に提出された資料は、公表されることを了承する。 ^{※1} (2)顧客に対して、グリーン電力に関する十分な情報が開示されていることとし、その開示状況を検証機関に報告する。	(1)グリーンエネルギーCO2 削減相当量認証委員会了承する。ただし、契約書関係や個人情報記載された資料は非公開を希望する。
----------------	--	--

※1…個人情報等の理由により非公開扱いとする場合は資料にその旨を明記すること。

関係法令表

番号	関係法令等 ^{※1}	手続き状況 ^{※2}	備考
1	家畜排せ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	該当しない	県環境整備課との協議経過
2	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	該当しない	県環境整備課との協議経過
3	電気事業法	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事届出書提出済 (平成 17 年 2 月 7 日) ・ ボイラー・タービン主任技術者選任済 (平成 17 年 2 月 21 日) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事計画届出書 ・ 安全管理審査終了書 ・ 使用前安全管理審査の審査及び評定の結果について ・ ボイラー・タービン主任技術者の選任の許可について
4	電力会社との系統連系協議及び電力需給契約	九州電力から系統連系について承諾済 (平成 17 年 11 月 16 日)	
5	固定価格買取制度	余剰電力分に関し経産省の固定価格買取制度の設備認定を取得済み (平成 25 年 2 月 26 日)。	
6	騒音規制法	使用前安全自主検査にて問題ないことを確認済	使用前安全自主検査書 No.13
7	建築基準法	建築確認届出済	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証 ・ 確認申請書 ・ 建築基準法第 6 条第 1 項の規定による確認済証 ・ 建築基準法第 7 条第 5 項の規定による検査済証

8	熱供給事業法	エネルギー管理士を選任する予定であるが適任者がおらず、現在準備中（平成 28 年 7 月時点）。	
9	大気汚染防止法	使用前安全自主検査にて問題ないことを確認済	使用前安全自主検査書 No.14
10	肥料取締法	特殊肥料生産業者届出済（平成 19 年 10 月 1 日）	特殊肥料生産業者届出書
その他（景観条例・地元との協議等）			
11	バイオマス発電所建設工場の説明会	実施済	鶏糞ボイラー説明会実施状況

※1…記載する内容等についてはグリーン電力認証基準解説書を参照のこと

※2…可能ならば申請書類の受理番号や時期等について記入のこと

その他(検定済計量器の設置について)

設置の有無	有の場合※4	無の場合※5	備考
①・無	有効期限:平成 32 年 2 月	設置予定年月: 年 月	

※4…設置済みの場合は、単線結線図に明示し、検定マーク（有効期限）を含んだ計量器の写真を添付すること。

※5…設備認定後に検定済計量器へ変更する場合は、検定済計量器による電力量の測定を開始した時点からのグリーン電力量認証の対象とする。

その他(補助金等の公的助成について)

助成の有無	有の場合※6		
	助成機関の名称	補助金等の名称	補助率(%)
①・無※7	農林水産省	バイオマス活用フロンティア整備事業(平成 16 年度)	47.6%
	同上	バイオマスの環づくり交付金事業(平成 17 年度)	47.6%
	同上	上記 2 件の合計比率	47.6%

※6…複数の助成を受けている場合には、それぞれに分けて記載すること。

制度管理者

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会 御中

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用に伴う誓約書

平成 28 年 7 月 20 日

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
代表取締役 伊藤 敦



グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款の内容を確認のうえ、これに従うことを誓約いたします。

グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度利用約款

(本約款の目的)

第1条 本約款は、第2条第3項に定める基本文書に基づき、同条第1項に定める制度利用者と同条第2項に定める制度管理者との関係を規定するものである。

(定義)

第2条 本約款において、制度利用者とは以下の各号のいずれかに該当する者を意味する。

一 グリーンエネルギーCO₂削減計画認定申請者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証申請者

二 検証機関

三 前二号に掲げる者のほかグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度管理システムにおける保有口座開設者

2 本約款において、制度管理者とは経済産業省及び環境省をいう。

3 本約款において、基本文書とは、以下の各号に定める規則、規程、規約及びその他の文書を意味する。

一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度運営規則

二 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会により制定される文書

4 本約款において、特段定義されていない用語については、基本文書で定義された意味を有する。

(制度利用における事項に関する合意)

第3条 制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、本約款及び基本文書の内容を確認の上、これに従うことを誓約する。また、本約款及び基本文書の最新の内容について確認するとともに、かかる内容に変更、改廃等があった場合には、当該変更、改廃が施行される日以降（ただし、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会が特に必要と認めた場合には、当該変更、改廃について遡及的に）、その内容に従うことを誓約する。

2 前項に加えて、制度利用者は、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を利用するにあたり、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度における評価の対象となったグリーンエネルギーCO₂削減相当量が、他の類似制度において二重に評価される事態（以下「ダブルカウント」という。）を回避するために、以下の事項に合意する。

- 一 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度を認証又は償却する際は、ダブルカウントを避けるための所要の措置を講ずること。
- 二 ダブルカウントが生じていることを制度管理者が把握した場合は、制度利用者に対してダブルカウントを是正する以下の措置を40営業日以内に講ずることを求めることができる。

ダブルカウントが発覚した場合には、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度又は他の類似制度に基づき発行される温室効果ガス排出削減量のいずれか一方を、当該制度に基づく適切な方法により取消（無効化）する。かかる方法が困難である場合は、償却（無効化）されていないグリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達したうえで、これを償却する。
- 三 前号にもかかわらず、40営業日以内に是正措置が履行されなかった場合、制度管理者は当該制度利用者の氏名等を公表するとともに、グリーンエネルギーCO₂削減相当量を調達の上、償却を行うことができる。当該制度利用者はこれに要した一切の費用を制度管理者に補償しなければならない。

（個人情報）

- 第4条 制度管理者は、個人情報について、「個人情報の保護に関する法律」についての経済産業分野を対象とするガイドライン」を参照し、「個人情報の保護に関する法律」を順守する。
- 2 制度利用者は、制度管理者が、当事業に必要な範囲で、制度利用者の個人情報を関係者に提供することをあらかじめ承諾するものとする。

（基本文書に違反した場合の措置等）

- 第5条 制度管理者は、制度利用者が本約款及び基本文書に違反した場合又は本約款及び基本文書を遵守するのが困難であると認める場合は、当該制度利用者が関与するグリーンエネルギーCO₂削減計画の認定を抹消することができる。また、制度管理者は、当該制度利用者が事象発生以降に新たにグリーンエネルギーCO₂削減相当量の保有・移転・償却を行うことを拒否することができる。

（免責事項）

- 第6条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度上の申請、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の移転等、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用に伴い、何らかの経済的・社会的問題等が発生した場合には、全て制度利用者の責任で対処しなければならない。また、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度の利用によりいかなる損失が生じても、制度管理者及びグリーンエネルギー

CO₂削減相当量認証委員会は責任を負わず、制度利用者は、制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会に対して一切の責任分担を求めないものとする。

(約款の変更等)

第7条 制度管理者は、予告なく本約款を改訂することができ、また、特約を別に定め、また改訂することができる。また、約款等を制定又は改訂したときは、グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度のホームページ上にすみやかに記載する。

2 本約款等に定めがない場合は、制度管理者の指示に従うものとする。

(本制度の変更、中止又は終了)

第8条 グリーンエネルギーCO₂削減相当量認証制度は、制度管理者の政策変更により、いつでも制度の一部又は全部を変更、中止又は終了することができる。この場合、資源エネルギー庁のホームページへの掲示により、事前にその旨を告知することとする。

2 前項に基づき制度が変更、終了又は中止されたことにより制度利用者に損害等が発生しても制度管理者及びグリーンエネルギーCO₂削減相当量認証委員会は一切責任を負わない。

(本制度からの離脱)

第9条 制度利用者は、制度管理者との協議の上合意した場合には本制度から離脱することができる。

2 制度利用者は、前項に基づく本制度からの離脱以降は、本約款及び基本文書に基づく権利を有さず、かつ、義務を負わない。ただし、性質上当該制度利用者が引き続き負う必要があると制度管理者が認める義務についてはこの限りではない。

(準拠法及び管轄裁判所)

第10条 本約款の準拠法は、日本法とする。

2 本約款及び特約に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附則

1. 本約款は、平成24年1月17日から施行する。

検証結果報告書

平成28年8月1日

ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社

代表取締役 伊藤 敦 殿

(住所) 東京都中央区勝どき 1-13-1

イヌイビル・カチドキ

(名称) 一般財団法人日本エネルギー経済研究所

(グリーンエネルギー認証センター)

理事長 豊田 正和



一般財団法人日本エネルギー経済研究所（グリーンエネルギー認証センター）は、ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社が作成した「グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請書」（排出削減事業の名称：バイオマス発電によるグリーン電力を使用したCO2削減計画）について、「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則」に基づいて独立の立場から検証を行った結果、別添「検証結果概要書」のとおり、全ての点において適正であると認めます。

検証結果概要書

一般財団法人日本エネルギー経済研究所
(グリーンエネルギー認証センター)

1. グリーンエネルギーCO2削減計画の概要

グリーンエネルギーCO2削減計画名	バイオマス発電によるグリーン電力を使用したCO2削減計画
グリーンエネルギーCO2削減計画申請者名	ネクストエナジー・アンド・リソース株式会社
事業実施場所	鹿児島県薩摩郡さつま町山崎 334-1
事業の概要	南九州バイオマス宮之城発電所
グリーンエネルギーCO2削減相当量の計画	「グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画」によると計画段階では保有予定者名は未定
事業期間	計画認定日～(新規申請)
方法論	$E_{BC} = E_{BG} - E_{BS} - E_{BA}$ $S_B = F_B \div F_T$ $E_{MB} = E_{BS} \times S_B \times C E F_{electricity,t}$

2. 検証結果

- 本グリーンエネルギーCO2削減計画については、エナジーグリーン株式会社が平成25年3月29日に認定取得済み(認定番号:12-B1-014)。
- 本事業のグリーン電力発電設備認定日は、平成19年12月14日、認定番号07B014
- 過去のグリーン電力量認証実績は、計45回(H28.7現在)。特段問題なく承認。
- 本電力事業はこれまでエナジーグリーン株式会社がグリーン電力設備の認定を取得していたが、平成28年7月1日をもってネクストエナジー・アンド・リソース株式会社へ事業譲渡することとなり、平成28年度第1回運営委員会(平成28年7月4日開催)において承認された。
- このたび、グリーン電力設備認定申請時の審査資料を確認し、今回提出されている「グリーン電力要件チェックリスト」にグリーン電力発電設備認定時の審査内容が反映されていることを確認。

上記ならびに以下に示す実施した検証手続の概要のとおり、本申請に基づく、グリーンエネルギーCO2削減計画がグリーンエネルギーCO2削減相当量認証制度運営規則に定める要件および方法論に適合しているものと判断できる。

なお、本グリーンエネルギーCO2削減計画については、今回の検証時点においてはエナジーグリーン株式会社が認定を取得しているため、エナジーグリーン株式会社より申請され検証を行ったCO2削減計画の変更申請(認定の廃止)が「グリーンエネルギーCO2削減相当量認証委員会」において承認されることを条件に検証を行ったものである。

3. 実施した検証手続の概要

<p>事業が日本国内で実施されること</p>	<p>事業リスト（様式 1-2 別紙 1）に記載の発電所所在地およびグリーン電力設備認定申請時に提出された「工事計画届出書」の記載住所により国内実施を確認。</p>
<p>方法論で定める要件を満たすグリーンエネルギーで構成されていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂ 削減相当量算定方法論」のグリーン電力の要件ならびに「グリーン電力種別方法論（P003-1 バイオマス発電（鶏糞、バガス等）」の適用条件全てを満たすことを「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）」の適合説明により確認。</p>
<p>方法論に基づいて実施されること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂ 削減等計画書（様式 1-2）」に記載されている「グリーンエネルギー運営・管理計画」の 2.2 のモニタリング方法の記載内容が方法論に基づいていることを「グリーン電力種別方法論（P003-1 バイオマス発電（鶏糞、バガス等）」にて確認。</p> <p>※ E_{BA}（補機電力量）については、計器位置より、発電設備稼働時には E_{BG}（発電電力量）は E_{BA}を除外したものとなるため考慮の必要はないが、起動・停止時には隣接工場からの購入電力によりまかなわれるため、その際の電力量を E_{BG}より除外する必要がある。</p> <p>但し、E_{BA}が E_{BG}に含まれる分を除くという性格に鑑み、差し引くべき E_{BA}が E_{BG}を超過するのは過剰だということで、日単位にて E_{BA}の上限を E_{BG}としており、これは、グリーン電力認証においても妥当と判断したものである。（変更申請：平成 20 年 6 月 17 日）</p> <p>※ バイオマス比率の算定については、鶏糞の発熱量について、H21.10.21 付「分析試験結果報告書」に基づき熱量換算にて算定を行うが、二つの鶏糞の供給元で熱量が相違するため、供給元ごとに算定を行う。また、その他の供給元の場合は、その平均値とすることを、グリーン電力においても妥当と判断したものである。</p>
<p>計画に掲げられた全てのグリーンエネルギーCO₂ 削減事業が、Jクレジット制度に登録されていないこと</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂ 削減等計画書」（様式 1-2）」1.6 により、「Jクレジット制度への申請又は登録の有無」が「申請・登録なし」となっていることを確認。</p> <p>また、あわせて「グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）」の 2-3-4 環境価値の帰属により、環境価値が、グリーン電力の購入者たる顧客に帰属することを、契約上、担保されていることの記載を確認。</p>
<p>グリーンエネルギーCO₂ 削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切に運営・管理がなされるものであること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO₂ 削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制（様式 1-2 2.1 添付書類①）により、グリーンエネルギーCO₂ 削減計画に基づく事業を実施する者との合意に基づいて、適切な運営・管理がなされるものと判断できる。</p>

<p>グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業の適切かつ円滑な実施のために必要となる情報を、記録・管理することとされていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO2削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画により、月次または毎四半期において、モニタリング実施者にてモニタリングデータの計測および算出のための資料を作成し、運営・管理者たる申請者へ報告されることを確認。</p> <p>また、必要となる提出書類もモニタリング方法による提出書類（様式 1-2 2.2 添付書類③）により明確になっている。</p>
<p>上記の記録・管理方法及び体制を示す文書（グリーンエネルギー運営・管理計画）が作成されていること</p>	<p>「グリーンエネルギーCO2削減等計画書（様式 1-2）」2.1 グリーンエネルギー運営・管理計画、ならびに計量体制（様式 1-2 2.1 添付書類①）が、当該文書であることを確認。</p>
<p>グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO2削減相当量の配分予定先を示す文書（グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画）が作成されていること</p>	<p>グリーンエネルギーCO2削減計画に基づく事業より生じるグリーンエネルギーCO2削減相当量の配分予定先については、「グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画（様式 1-2 別紙 3）」の記載内容により確認。</p> <p>※保有予定者は未定である。</p>

（添付資料）

● 3. の各項目の根拠資料

- 1) グリーンエネルギーCO2削減計画認定申請書（様式 1-1）
- 2) グリーンエネルギーCO2削減等計画書（様式 1-2）
- 3) 事業リスト（様式 1-2 別紙 1）
- 4) 計量体制（様式 1-2 2.1 添付書類①）
- 5) グリーン電力証書関連情報管理体制（様式 1-2 2.1 添付書類②）
- 6) モニタリング方法による提出書類（様式 1-2 2.2 添付書類③）
- 7) グリーン電力要件チェックリスト（様式 1-2 別紙 2）
- 8) グリーンエネルギーCO2削減相当量配分計画（様式 1-2 別紙 3）
- 9) グリーン電力設備認定申請時に提出された申請書